

摂津市立第2児童センターについて

こどもの居場所づくり及び健全育成のため、摂津市立とりかいこども園との複合施設として、摂津市立第2児童センターの建設をすすめております。

施設の管理運営については、専門性を持つ民間の能力を活用しつつ、効率的かつ効果的な運用により利用者へのサービス向上を図るため、指定管理者制度を導入します。

- 所在地 摂津市鳥飼西3丁目1番2号
開設日 令和8年4月1日
開館時間 午前8時45分～午後7時00分
使用者 市内に居住するまたは市内の学校に就学する次のいずれかの者
- (1) 保護者が同伴する就学前の児童
 - (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 - (3) 児童関係の指導者及びこれに準ずる者

※児童センターは、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設で、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設です。